

福井県国民健康保険財政安定化支援方針

平成26年2月

福 井 県

福井県国民健康保険財政安定化支援方針

1 策定の目的

医療保険制度においては、急速な高齢化の進展等による医療費の増加や昨今の経済状況の悪化による被保険者の収入の落ち込みなどを背景として、各保険者の財政状況は厳しさを増しているところです。

こうした状況から、国は、財政支援措置を講じること等を内容とした「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を国会に提出し、平成22年5月12日に成立しました。

この改正により、市町の運営する国民健康保険（以下「市町国保」という。）については、県が、国民健康保険事業の運営の広域化または財政の安定化を推進するため、保険財政共同安定化事業に係る対象医療費の拡大や、当該事業の拠出金の算定方法への所得割の導入などを内容とする支援の方針を策定できるようになりました。

本県においては、この改正を受けて、平成22年9月から「将来における福井県市町国保のあり方検討会」を開催し、将来の市町国保の財政シミュレーション等を行いながら検討を重ねてきました。

その結果、本県においても今後高齢化の進展等により医療費が増加し財政状況が厳しさを増すと見込まれることから、市町国保の財政の安定化を推進するため、平成23年9月に「福井県国民健康保険財政安定化支援方針」を策定しました。

2 根拠規定

国民健康保険法第68条の2第1項

国民健康保険法

第68条の2 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることができる。

3 策定年月日

平成23年9月30日 策定

平成26年2月28日 改定

4 対象期間

平成26年3月1日～平成30年3月31日

なお、期間中であっても、今後の社会保障制度改革の動向により、必要に応じて見直しを行うものとします。

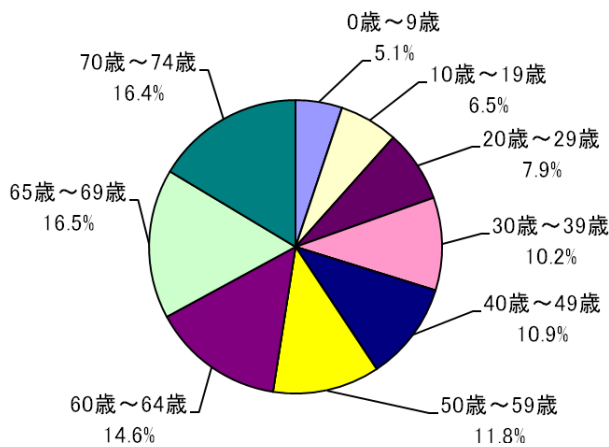
5 市町国保の現況および将来の見通し

(1) 保険者および被保険者の状況

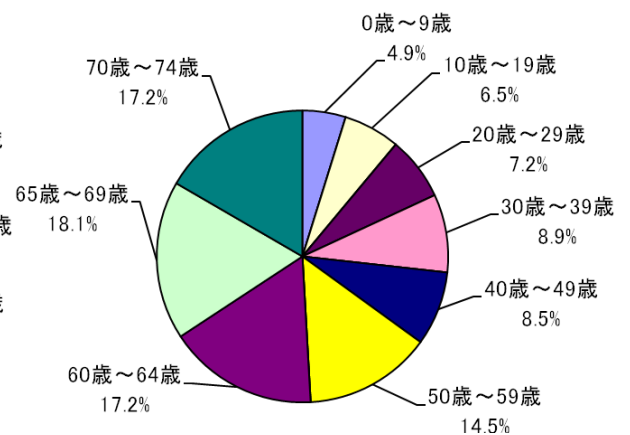
平成24年度における福井県内の保険者数は17保険者、被保険者数は188,505人となっています。

平成24年度における全国の被保険者の年齢構成は、65歳～69歳が16.5%、70歳～74歳が16.4%と65歳以上が32.9%となっているのに対し、本県の被保険者の年齢構成は、65歳～69歳が18.1%、70歳～74歳が17.2%と65歳以上が35.3%で、65歳以上の割合が全国よりも2.4ポイント高くなっています。

被保険者年齢構成(全国 平成24年度)



被保険者年齢構成(福井県 平成24年度)

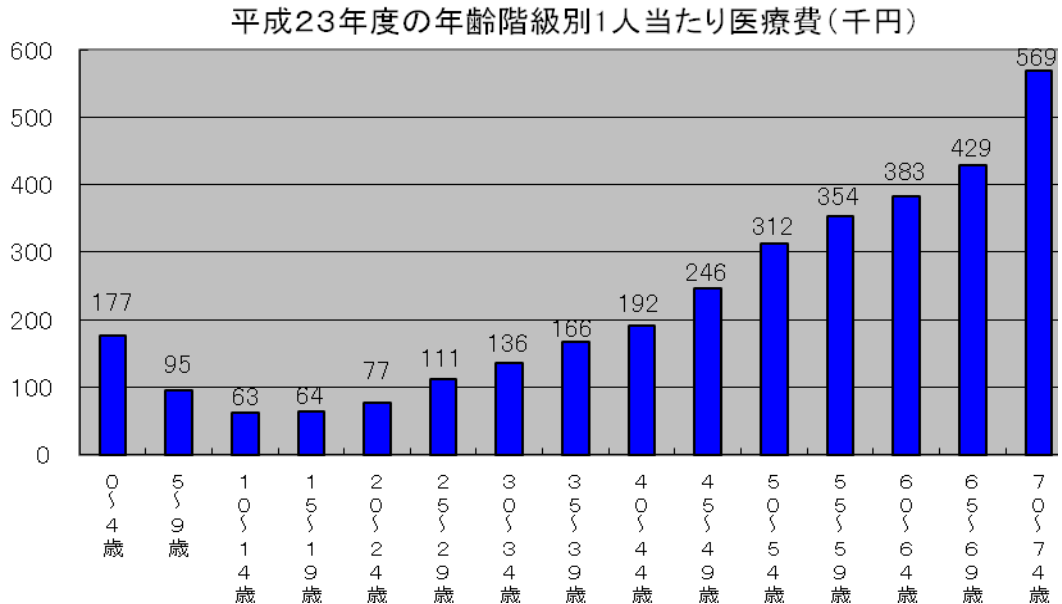


(出典：厚生労働省 平成24年度国民健康保険実態調査)

(2) 医療費の状況

【年齢階級別の1人当たり医療費】

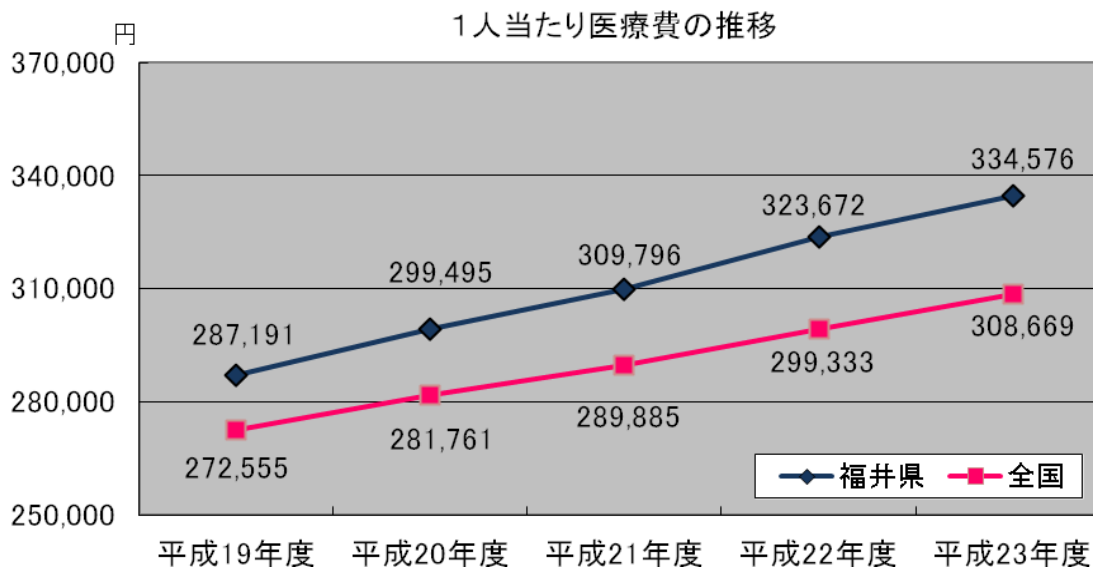
平成23年度における年齢階級別の1人当たり医療費は、10歳～14歳の区分が63千円で最も低く、70歳～74歳の区分が569千円で最も高くなっており、年齢が上がるにつれて医療費が高くなる傾向があります。



(出典：厚生労働省 平成23年度医療費の地域差分析)

【医療費の推移】

平成19年度から平成23年度まで5年間の1人当たりの医療費は年々増加しており、全国平均を上回る額で推移しています。



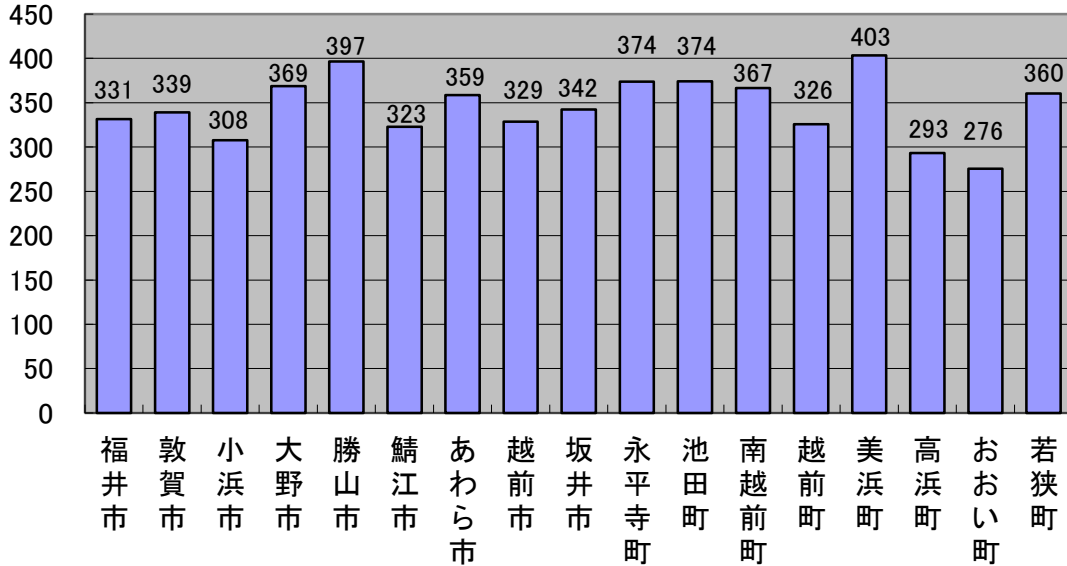
※平成19年度は老人保健に係る分を除く。

(出典：厚生労働省 国民健康保険事業年報)

【市町別医療費】

平成24年度の市町別の1人当たり医療費は、美浜町が403千円と最も高く、おおい町が276千円と最も低くなっており、その差額は128千円となっています。

平成24年度市町別1人当たり医療費(千円)

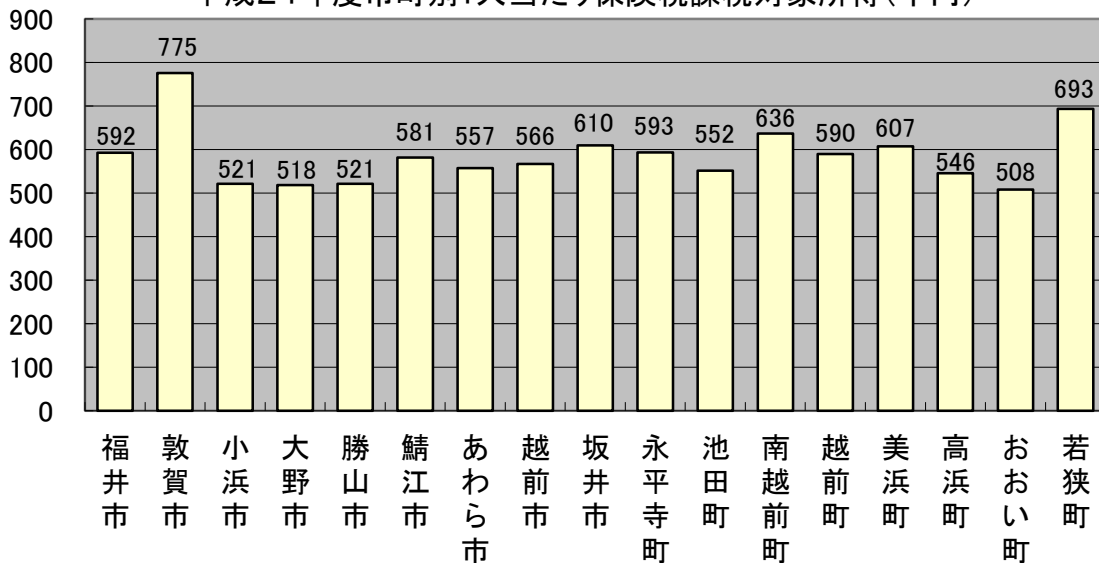


(出典：福井県 平成24年度国民健康保険事業状況 (速報値))

(3) 保険税課税対象所得の状況

平成24年度の市町別の1人当たり保険税課税対象所得は、敦賀市が775千円と最も高く、おおい町が508千円と最も低くなっており、その差額は267千円となっています。

平成24年度市町別1人当たり保険税課税対象所得(千円)



(出典：福井県 平成24年度国民健康保険事業状況 (速報値))

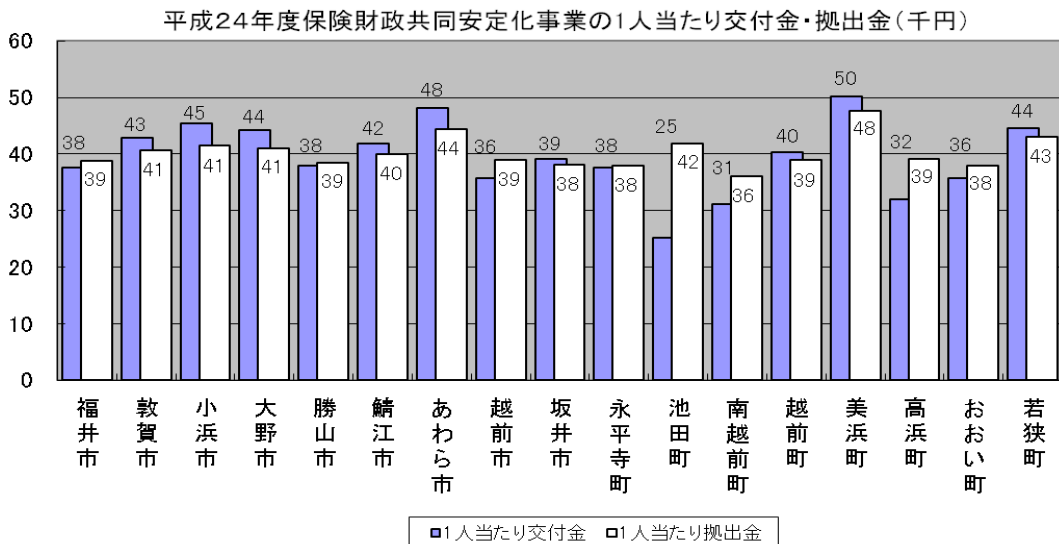
(4) 保険財政共同安定化事業の状況

保険財政共同安定化事業は、県内における市町の財政の安定化を図るために、レセプト一件当たり30万円を超えるものの8万円から80万円までの高額な医療費に対して、各市町からの拠出金を財源として交付を行う再保険事業です。

しかしながら、交付金に対し拠出金が超過となっている保険者のうち、被保険者の所得水準が低い保険者は、他の保険者と比べてその超過分に対する負担が相対的に重い状態となっています。

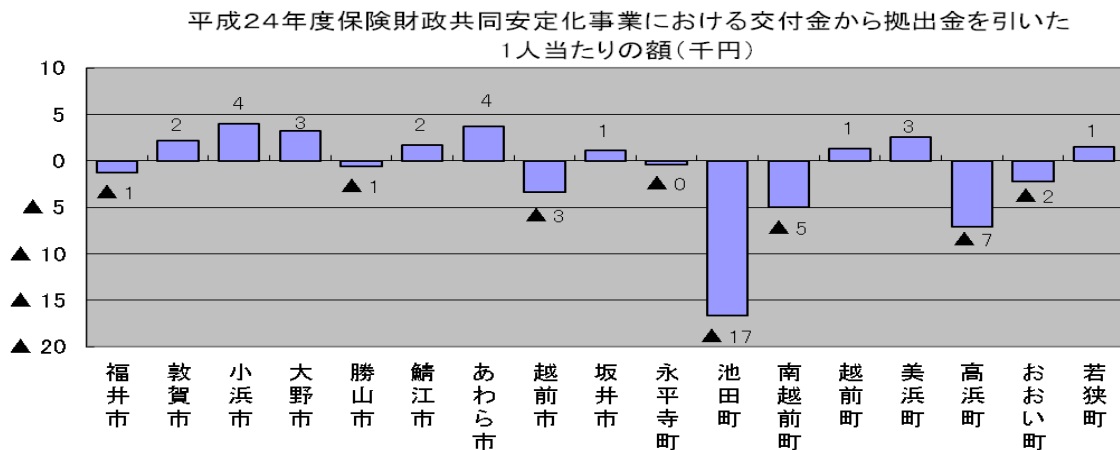
このため、平成24年度から、拠出金の算定に所得割を導入しています。

平成24年度の保険財政共同安定化事業における1人当たりの交付金と拠出金の状況は、交付金については美浜町が50千円と最も高く、池田町が25千円と最も低くなっており、拠出金については美浜町が48千円と最も高く、南越前町が36千円と最も低くなっていきます。



(出典：福井県 平成24年度国民健康保険事業状況(速報値))

交付金から拠出金を引いた1人当たりの額は、小浜市で4千円と最も大きく、池田町で▲17千円と最も小さくなっています。

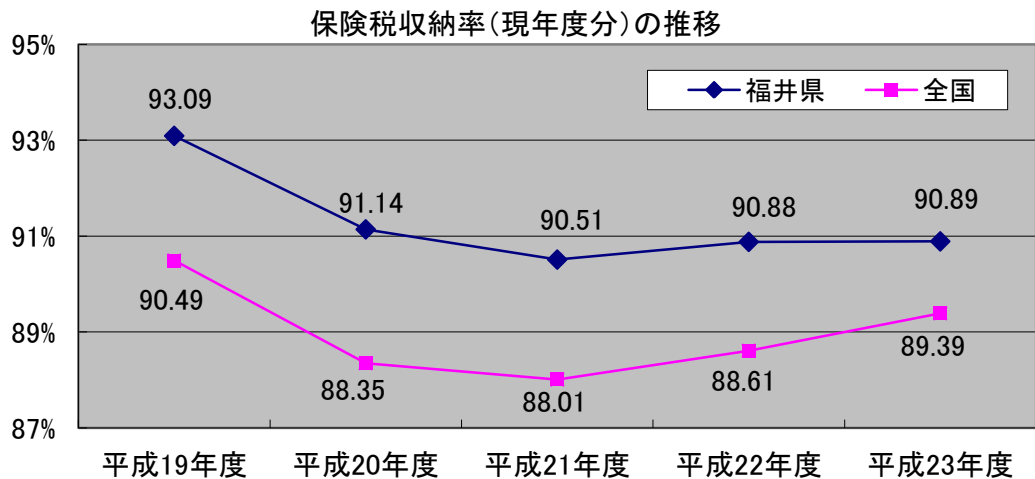


(出典：福井県 平成24年度国民健康保険事業状況(速報値))

(5) 保険税収納率の状況

【保険税収納率の推移】

平成19年度から平成23年度までの5年間における保険税収納率（現年度分）は全国平均を上回る率で推移しているものの、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入されて以降、減少しています。

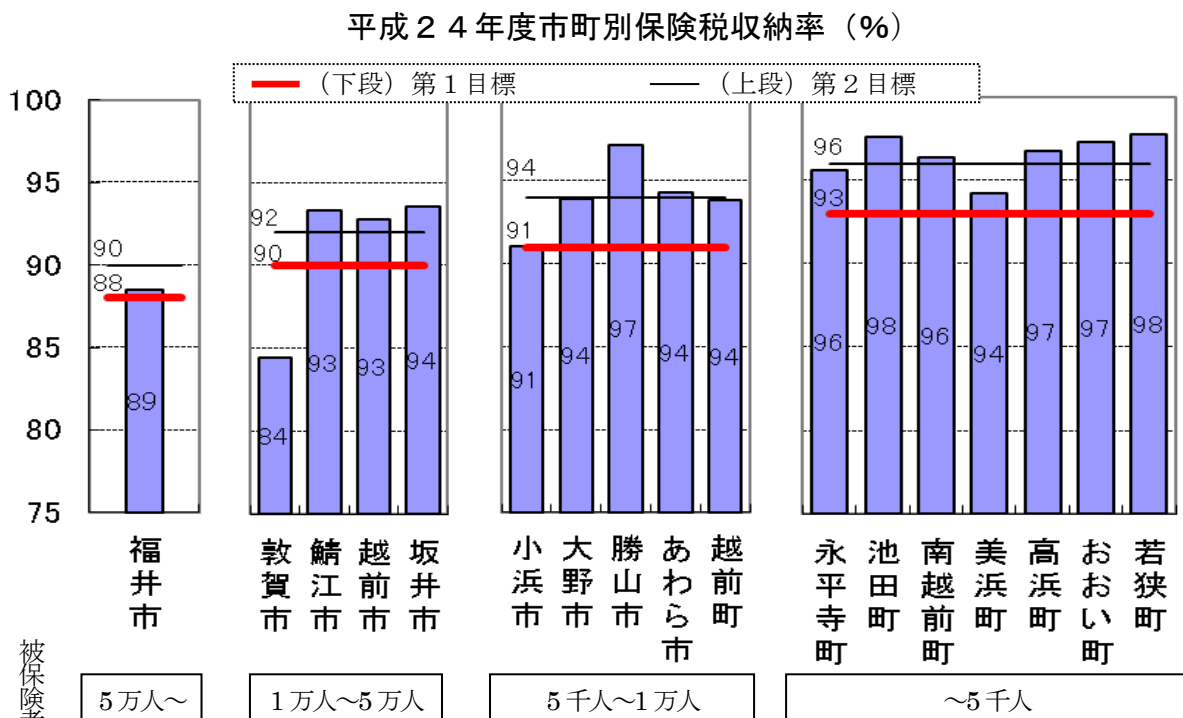


(出典：厚生労働省 国民健康保険事業年報)

【市町別保険税収納率】

平成24年度の市町別保険税収納率（現年度分）は、17保険者中、16保険者がこの支援方針で定める第1目標（保険者規模別の全国平均）を上回っており、1保険者が全国平均に達していない状況です。

また、第2目標（第1目標より2～3%高い目標）については、17保険者中10保険者が目標を達成しています。



(出典：福井県 平成24年度国民健康保険事業状況 (速報値))

(6) 財政の状況

平成24年度の収支状況は、収入総額が80,055,114千円（対前年度比+3.68%）、支出総額が81,417,100千円（対前年度比+2.35%）、収支差引額が▲1,361,986千円で、1保険者が赤字となっています。

(単位：千円)

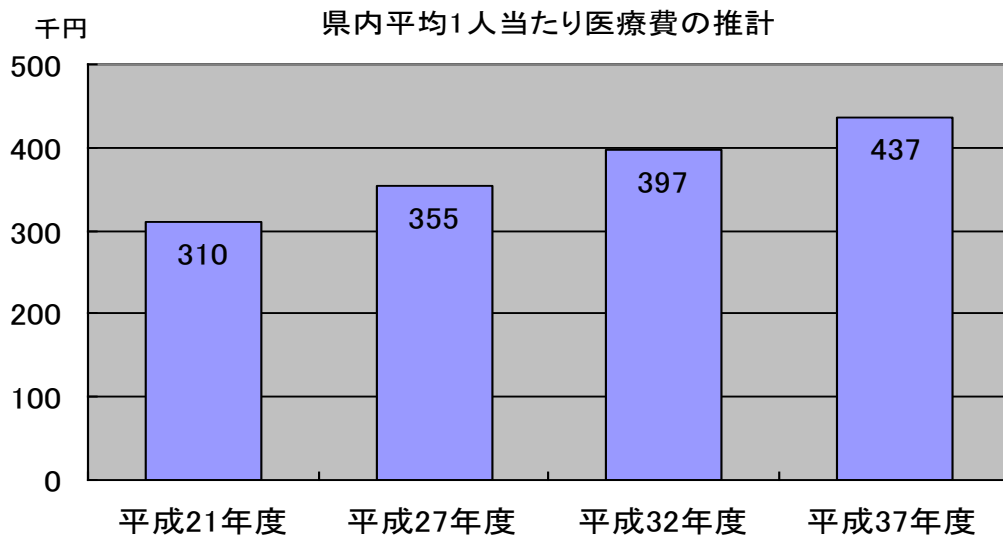
収 入				
科 目		平成23年度	平成24年度	対前年度比
保険税	一般被保険者分	14,022,506	15,086,377	107.59%
	退職被保険者等分	2,180,436	2,311,086	105.99%
	計	16,202,942	17,397,464	107.37%
国庫支出金		17,115,758	15,521,822	90.69%
療養給付費交付金		6,204,026	7,098,523	114.42%
前期高齢者交付金		19,797,670	21,352,899	107.86%
都道府県支出金		3,084,891	3,688,020	119.55%
共同事業交付金		8,035,165	8,351,536	103.94%
一般会計 繰入金（法定分）		3,432,960	3,424,358	99.75%
一般会計 繰入金（法定外分）		1,215,692	1,095,667	90.13%
直診勘定繰入金		1,748	3,268	186.93%
その他の収入		267,644	434,396	162.30%
小計（単年度収入）		75,358,497	78,367,953	103.99%
基金等繰入金		554,550	425,942	76.81%
繰越金		1,302,090	1,261,219	96.86%
市町村債		0	0	—
収入合計		77,215,138	80,055,114	103.68%

支 出				
科 目		平成23年度	平成24年度	対前年度比
総務費		960,312	851,875	88.71%
保険給付費	一般被保険者分	46,918,011	47,231,829	100.67%
	退職被保険者等分	5,791,014	5,960,082	102.92%
	審査支払手数料	153,773	155,362	101.03%
	計	52,862,798	53,347,274	100.92%
後期高齢者支援金	後期高齢者支援金	8,713,135	9,415,180	108.06%
	事務費拠出金	845	704	83.33%
	計	8,713,980	9,415,884	108.05%
前期高齢者納付金	前期高齢者納付金	24,966	9,247	37.04%
	事務費拠出金	826	685	82.97%
	計	25,792	9,932	38.51%
老人保健拠出金	医療費拠出金	2,507	1,792	71.50%
	事務費拠出金	547	464	84.79%
	計	3,054	2,256	73.88%
介護納付金		3,786,100	4,044,680	106.83%
共同事業拠出金		8,035,535	8,351,775	103.94%
保健事業費		580,846	634,597	109.25%
直診勘定繰出金		64,104	42,618	66.48%
その他の支出		939,844	990,575	105.40%
小計（単年度支出）		75,972,364	77,691,466	102.26%
基金積立金		34,562	130,627	377.95%
前年度繰上充用金		3,540,234	3,594,007	101.52%
公債費		767	1,000	130.43%
支出合計		79,547,926	81,417,100	102.35%

(出典：福井県 国民健康保険事業状況（平成24年度は速報値）)

(7) 将来の見通し

東京大学高齢社会総合研究機構と共同研究を実施し、15年後までの市町国保の医療費の将来推計を行った結果、平成37年度の県内の1人当たり医療費は437千円と、平成21年度に比べて約1.4倍に増加する見込みとなりました。



(福井県国民健康保険団体連合会レセプトデータおよび国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計を基に推計)

6 県が果たすべき役割

県は、市町国保が将来的にも持続可能なものとなるよう、以下に定める事業運営の共同実施、保険財政共同安定化事業への所得割の導入、保険税収納率の目標設定等、各市町が行う国民健康保険事業に係る財政の安定化に資する取組みに対し、各市町間の調整や助言等を行っていくとともに、県調整交付金および福井県国民健康保険広域化等支援基金の活用によりこれらの取組みを支援していきます。

7 具体的な施策

(1) 事業運営の共同実施

県は、保険者に共通する事務を共同で処理することにより事務の負担軽減や効率化を図り、もって財政の安定化に寄与する以下の取組みに対し、各市町間の調整や支援を行います。

① 保険者事務の共同実施

福井県国民健康保険団体連合会と各市町が連携して行っている被保険者台帳の作成、高額療養費通知の作成、退職被保険者の適用適正化処理の事務など

② 医療費適正化の共同実施

福井県国民健康保険団体連合会と各市町が連携して行っている医療費通知・ジェネリック差額通知の作成、疾病分類統計の作成の事務など

③ 収納対策の共同実施

福井県地方税滞納整理機構において、県と市町が共同で行っている地方税の徴収事務など

④ 保健事業の共同実施

福井県国民健康保険団体連合会と各市町が連携して行っている特定健康診査等のデータ管理や福井県保険者協議会において行っている研修会など

(2) 財政運営の安定化

① 保険財政共同安定化事業

保険財政共同安定化事業において拠出超過となっている保険者のうち、被保険者の所得が低い保険者は、他の保険者と比べてその超過分に対する負担が相対的に重い状態となっています。

そこで、被保険者の所得が低い保険者の負担を緩和し、保険者間の支え合いを強化するため、平成24年度の保険財政共同安定化事業から拠出金の算定に所得割を導入しました。

算定の割合については、保険財政に大きな影響を与えないよう配慮し、医療費実績割：被保険者数割：所得割＝45：45：10としています。

② 県調整交付金の活用

保険財政共同安定化事業等の再保険事業において、交付金よりも拠出金の方が大きくなる保険者に対して、県調整交付金を活用し負担の軽減を図ります。

また、平成24年の制度改正により、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象がすべての医療費に拡大されることとなりましたが、県調整交付金を活用し、これによる影響の緩和を図ります。

③ 福井県国民健康保険広域化等支援基金の活用

この支援方針の作成に係る調査研究またはこの支援方針に定める共同事業の調整などの経費に充てるため、必要に応じて、基金の運用収益お

よび県が基金のその他の事業に支障がないと認める額の範囲内において基金を活用します。

(3) 保険税の収納率目標

市町国保の県平均収納率は、全国平均収納率を超えていますが、保険者規模別に各市町国保の収納率をみると、一部全国平均に達していないところもあります。

そこで、保険者規模別の全国平均収納率を第1目標とし、これより2～3%高い収納率を第2目標として設定します。

第1目標に達していない場合は第1目標を、第1目標をクリアしている場合は第2目標を収納率目標とします。

県は、各市町国保の目標の達成状況に応じ、技術的助言等を行うほか、県調整交付金においてインセンティブを付与します。

なお、具体的な収納率目標は次表のとおりです。

<保険者規模別収納率目標>

被保険者数	第1目標	第2目標
5千人未満	93%	96%
5千人以上1万人未満	91%	94%
1万人以上2万5千人未満	90%	92%
2万5千人以上5万人未満	89%	91%
5万人以上	88%	90%

(4) 赤字保険者

赤字保険者にあつては、昭和46年11月25日保発第36号「国保保険者の赤字解消基本計画書および赤字解消計画実施状況報告書について（通知）」に基づき、赤字解消に努めていきます。

(5) 高医療費保険者

県は、県内の市町国保のうち、その医療に要する費用の額について被保険者の数および年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を講じるよう指導または助言を行います。

8 県および市町等との連絡・調整

県、市町および福井県国民健康保険団体連合会との間で、この方針に関し、意見交換や連絡調整を行うため、これらの団体で構成される連携会議を設置します。